

鳥取縣公報

昭和十五年六月廿一日
第千四百四十一號

金曜日

本書ノ大キサ國々規格A列

告示

◆鳥取縣告示第四百四十七號
倉吉財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査章返納並交付セリ
昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年 月 日	役 場 名	職名	氏 名
交付	七六	昭和十五年六月八日	東伯郡上小鴨村役場	書記	藤 井 茂
返納	五九	昭和十五年六月六日	同	同	山 本 壽 雄

◆鳥取縣告示第四百四十八號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組

合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣獸肉ノ販賣ヲ業トスル者

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ獸肉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其實施ノ日

(イ) 額

種 別	規 格	單 位	販 賣 價 格		備 考
			卸 賣 價 格	小 賣 價 格	
牛 肉	ヒレ	百 匁	一、一〇	一、二〇	
	ロース		〇、九〇	一、〇〇	
	同		〇、七五	〇、八五	
同	同	同	同	同	

同	三 等	同	〇、五五	〇、六五	
豚 肉	ロース	同	〇、八五	〇、七五	
同	一 等	同	〇、七五	〇、六五	
同	二 等	同	〇、六五	〇、五五	
同	三 等	同	〇、五五		

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年六月二十一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第四百四十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
- (イ) 名 稱 鳥取縣鶏肉販賣聯合組合
- (ロ) 地 區 鳥 取 縣 一 圓
- 二 構成員タル資格
地區内ニ於テ鶏肉ノ販賣ヲ業トナス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
- (イ) 額

種 別	規 格	單 位	小 賣 價 格	備 考
鶏 肉	特 等 (笹身、皮引) 若鳥	百匁ニ付	一、三五	
同	一 等	同	一、二〇	
同	二 等	同	一、〇〇	
同	三 等 (古雄)	同	〇、七五	
同	丸 上 (若鳥)	同	〇、九〇	

同	丸 並	同	〇、七五	
同	臟 物 上	同	〇、八〇	
同	並	同	〇、六〇	

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年六月二十一日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第四百五十號
 度量衡法施行令第十四條ニ依リ八頭郡上私都村外二十四箇町村度量衡器計量器第一種取締左ノ通施行ス

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢 査 期 日	器 物 提 出 時 限	檢 査 區 域	檢 査 場 所
---------	-------------	---------	---------

00527

昭和十五年 七月十日	自 午後一時	上私都村	上私都村	特設度量衡検査場
七月十一日	同	下私都村、中私都村	下私都村	同
七月十二日	同	賀茂村	賀茂村	同
七月十三日	同	安部村、隼村、大御門村	安部村	同
七月十五日	同	丹比村	丹比村	同
七月十六日	同	若櫻町、池田村	若櫻町	同
七月十八日	同	八東村	八東村	同
七月十八日	同	船岡村	船岡村	同
七月十九日	同	大伊村	大伊村	同
七月二十日	同	國英村、國中村	國英村	同
七月二十二日	同	河原町	河原町	同
七月二十三日	同	西郷村	西郷村	同
七月二十四日	同	散岐村、八上村	散岐村	同

00528

七月二十五日	同	大村	大村	同
七月二十六日	同	用ヶ瀬町	用ヶ瀬町	同
七月二十七日	同	佐治村	佐治村	同
七月二十八日	同	社村	社村	同
自 七月二十九日 至 七月三十一日	同	智頭町、山郷村	智頭町	同

◆鳥取縣告示第四百五十一號

岩美郡倉田村耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニ依リ解散セリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第四百五十二號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

大字	字	地番	地目	全	面	積	要編入見込面積	所有者氏名
				台	帳	一見	込	

岩美郡津ノ井村

生山	洞道谷	五五ノ二	原野	町反畝歩 四、四六四	町反畝歩 四、四六四	町反畝歩 二、四六四	大字、生山、杉崎、餘戶
同	峯寺越谷	五二ノ一	同	一、七〇七	一、七〇七	五〇〇〇	同
同	同	五八ノ二	同	一、三五四	一、三五四	五〇〇〇	同
同	細谷	五三ノ二	同	六五〇	六五〇	三〇〇〇	同
同	狼谷	五三ノ一	同	四、八八二	四、八八二	二、八〇〇	大字、生山、桂木
同	小狼谷	五四ノ一	同	一、一〇六	一、一〇六	六五〇〇	同
同	大寺谷	五六ノ一	同	二、三二八	二、三二八	三〇〇〇	同
同	長谷	五四ノ二	同	七、三三九	七、三三九	二、〇〇〇	同
同	捨樋谷	五五	同	三、一〇四	三、一〇四	七五〇〇	同
同	細谷	五三	山林	九七〇〇	九七〇〇	九七〇〇	槻折神社
同	水堤	五五	同	二、一〇一	二、一〇一	一〇〇〇	井上太郎平
同	釜谷	五〇三	同	一、〇三六	一、〇三六	六〇〇〇	井上光美
同	同	五四	同	二、〇三四	二、〇三四	二〇〇〇	同

同	正法寺	四九ノ一	同	一、三二五	一、三二五	一〇〇〇	同
同	大休ミ	五五	同	九〇六	九〇六	九〇六	槻折神社
同	同	五七	同	一四九	一四九	一四九	同
海藏寺	池ノ谷	五	原野	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	大字海藏寺
紙子谷	奥ノ谷	一四	山林	一三	一三	一三	福田梅吉
同	同	一四	同	一〇一	一〇一	一〇一	同

鳥取縣告示第四百五十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

診療所所在地

氏 名

異動事項

異動年月日

鳥取市藪片原町

木 下 禮 治

管外轉出

昭和十五年六月一日

鳥取縣告示第四百五十四號
産婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 住所 共鳥取縣日野郡日野村大字本郷一四三八番地ノ二

昭和十五年六月十三日 第八二一號 登錄 松 本 才

鳥取縣告示第四百五十五號

貸金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ鳥取縣水産會ヨリ申請ニ係ル貸金協定ノ件昭和十五年六月十五日左ノ通許可セリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 申請者 鳥取縣水産會

一 協定貸金適用地域 鳥取縣一圓

一 事業ノ種類 水産業

一 貸金

1 基本給並貸金基準

鳥取市 岩美郡 氣高郡 八頭郡 關係勞務者協定貸金

職能別		賃金其ノ他	日給月給	基	本	給	賃金基準	摘	要
請負ノ別		請負ノ別	男	女	請負	賄ノ有無	摘	要	
地曳網漁業	請負		圓		漁獲高ノ百分ノ半以下	賄ナシ	同	高	落ハ從來ノ慣習ニ依
地漕網漁業	同				同	同	同	同	
機船底曳網漁業	同				漁獲高ノ百分ノ五十以下	同	同	同	
鮟鱇流刺網漁業	同				漁獲高ノ百分ノ七十以下	同	同	同	
鮟鱇流刺網漁業	同				漁獲高ノ百分ノ四十五以下	同	同	同	
鯖延繩漁業	同				漁獲高ノ百分ノ七十二以下	同	同	同	
飛魚旋網漁業	同				漁獲高ノ百分ノ七十五以下	同	同	同	
飛魚流刺網漁業	同				同	同	同	同	
鰯漬漁業	同				漁獲高ノ百分ノ八十以下	同	同	同	
鯛延繩漁業	同				同	同	同	同	

◆鳥取縣告示第四百五十六號
米子財務出張所職員左記ノ者ニ縣稅滯納者財產差押證票並縣稅檢査章交付セリ
昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年 月 日	所 屬 廳	職 名	氏 名
交付	六六	昭和十五年六月十一日	米子財務出張所	縣書記	筧 津 友 義

◆鳥取縣告示第四百五十七號

鳥取縣八頭郡散岐村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十一日付左ノ通指定セリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位 置	就 學 區 域
一	鳥取縣八頭郡散岐 <small>尋常高等小學校ニ併設</small>	鳥取縣 八頭郡 散岐村 一圓

◆鳥取縣告示第四百五十八號

鳥取縣八頭郡河原町ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十一日付左ノ通指定セリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位 置	就 學 區 域
一	鳥取縣八頭郡河原 <small>尋常高等小學校ニ併設</small>	鳥取縣 八頭郡 河原町 一圓

◆鳥取縣告示第四百五十九號

鳥取縣八頭郡丹比村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十一日付左ノ通指定セリ

昭和十五年六月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位 置	就 學 區 域
一	鳥取縣八頭郡丹比 <small>尋常高等小學校ニ併設</small>	鳥取縣 八頭郡 丹比村 一圓

◆鳥取縣告示第四百六十號

鳥取縣八頭郡池田村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年四月三十日付左ノ通指定セリ

昭和十五年六月二十一日

記

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位 置	就 學 區 域
一	鳥取縣八頭郡池田 <small>尋常高等小學校ニ併設</small>	鳥取縣 八頭郡 池田村 一圓

◆鳥取縣告示第四百六十一號

鳥取縣八頭郡下私都村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十一日付左ノ通指定セリ
昭和十五年六月二十一日

記

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位 置	就 學 區 域
一	鳥取縣八頭郡下私都 <small>尋常高等小學校ニ併設</small>	鳥取縣 八頭郡 下私都村 一圓

彙 報

辭 令

地方事務官 從七位勳八等 上 鳥 政 聲
敍勤七等授瑞寶章 (五月十七日付)

地方農林技師ニ任ス 納 富 藤 雄

高等官七等ヲ以テ待遇セラル 鳥取縣農林技師ニ補ス

經濟部農產課勤務ヲ命ス 各 通 地方農林技師 川 島 勝 也

地方農林技師 地方農林技師 山 本 益 雄

願ニ依リ本職ヲ免ス (以上五月二十五日付) 鳥取縣學校營繕技師 小 川 一 益

學校營繕技師ニ任ス 鳥取縣學校營繕技師 小 川 一 益

高等官八等ヲ以テ待遇セラル 鳥取縣學校營繕技師ニ補ス

學務部學務課兼經濟部土木課勤務ヲ命ス (五月二十九日付)

依願免本官 鳥取縣技手 橋 井 眞 實

鳥取縣農林技師ニ任ス 橋 井 眞 實

經濟部水産課勤務ヲ命ス 東伯郡滞在ヲ命ス

鳥取縣土木技師兼 鳥取縣道路技師 木 村 良 雄

陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル (五月三十一日付)

鳥取縣社會教育主事 夫 戶 英 人
陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル (六月一日付)

衛生主事補ニ任ス 山 本 富 藏

警察部衛生課勤務ヲ命ス (六月三日付)

鳥取縣農林技師ニ任ス 鳥根縣農林技師 有 馬 義 秀

林産物檢査所勤務ヲ命ス 有 馬 義 秀

任鳥取縣技手 鳥取縣技手 有 馬 義 秀

經濟部林務課勤務ヲ命ス 任鳥取縣技手 高 橋 隆

依願免本官 (以上六月十日付) 鳥取縣商工主事補 糸 谷 久 雄

願ニ依リ本職ヲ免ス 鳥取縣商工主事補 糸 谷 久 雄

任鳥取縣屬 任鳥取縣屬 糸 谷 久 雄

經濟部商工課勤務ヲ命ス 任鳥取縣屬 吉 田 敏 夫

鳥取縣商工主事補ニ任ス (以上六月十三日付) 鳥取縣商工課勤務ヲ命ス

地方警視 正七位 岩 垣 新 一 郎

敍勤六等授瑞寶章 (六月十日付)

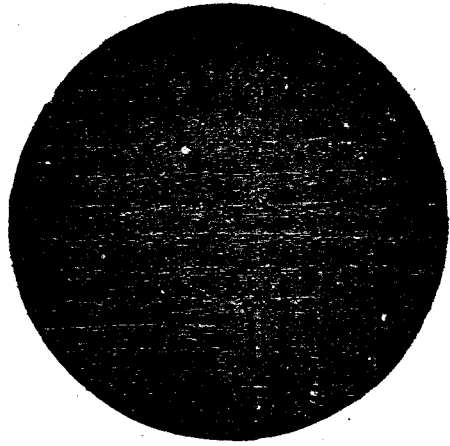
00543

鳥取縣公報 第一千四百四十一號 昭和十五年六月廿一日 (第三種郵便物認可)

二三

00544

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙報 第五十九號

鳥取縣公報 第一千四百四十一號 昭和十五年六月廿一日 (第三種郵便物認可)

二三

00545

目 次

市町村長會議に於ける知事訓示要旨	二五頁
百二十億貯蓄強調週間	(時局課) 三二頁
鳥取縣護國神社の假殿遷座祭	(社寺兵事課) 三三頁
昭和十五年本縣増産計畫(四)	(農産課) 三四頁
鳥取縣本年春蠶豫想收繭高	(統計課) 三八頁
精動機構の改組と本縣	(時局課) 三九頁
酒精原料甘藷の栽培法	(農産課) 四三頁
鳥取縣に於ける本年大麻作付面積	(統計課) 四七頁
昭和十五年上半期末賞與國債支給運動	(時局課) 四七頁
玉蜀黍の作り方	(農産課) 五一頁
昭和十五年鳥取縣ラミー豫想收穫高	(統計課) 五四頁
興亞義塾々生募集	(社會教育課) 五五頁

力の亞興・蓄貯の每户

00546

市町村長會議に於ける知事訓示要旨

本日茲に縣下市町村長各位の會同を煩し、過般開催の地方長官會議に於て示されたる政府施政の方針を傳達し、併せて時局重要な事案に關し所信の一端を申述べて各位の善處と協力とを求め、相携へて難局打開に萬全を竭したいと存するのであります。

光輝ある紀元二千六百年を迎へて意義殊に深き紀元節の佳辰に方り畏くも憂渥なる 詔書を換發せられ、國民の嚮ふ所を昭示し給ひしことは洵に恐懼感激に堪へないところであります。全國民は齊しく 聖旨を奉體し、確固不動の信念を堅持し一路聖業の翼賛に邁進しなければならぬと思ふのであります。

支那事變勃發以來久しきに亘り、各地に勇戰奮闘し偉大なる戦果を收めたる皇軍將兵の勞苦に對しましては洵に感激感謝に堪へない次第であります。殊に護國の英靈となられたる幾多の戦歿者及び戦傷病者に對しましては衷心より哀悼と敬意を捧ぐる次第であります。又此等前線の將兵をして後顧の憂なからしめたる銃後國民の斷へざる熱誠と努力とは對しましても感激の念を禁じ得ないのであります。

事變の推移に伴ひまして軍事援護の徹底強化を圖ることの益々緊切なるは今更申す迄もないのであります。幸に各位の努力と縣民の協力とに依りまして順調に所期の成果を收めつゝあるは眞に同慶に堪へない所であります。然し事變が長期に亘るに隨ひまして國民の銃後後援に對する熱意が萬一にも冷却するが如きことがあつてはならないのでありますから、常に之が指導に最善を盡さねばならないのであります。又最近歸郷軍人及び傷痍軍人の銃後に復歸する者が漸次増加致しまして、之に對する職業及び醫療の保護等も益々重要且複雑多岐を加へつゝあるのであります。各位は一層

傷痍軍人、軍人遺家族及び歸郷軍人に對する援護の萬全を期せらるゝ様切望する次第であります。今や支那の要地は殆ど皇軍の威武に服し、支那具眼の士亦蹶起致しまして、汪精衛を中心とする新中央政權の誕生を見ましたことは洵に慶祝に堪へない所であります。

支那に於ける新中央政權の樹立に依りまして更生新支那の建設は其の緒に就き、東亞新秩序の宏業に一段階を劃したのであります。政府に於きましては既に中外に聲明を發しまして、事變處理に關する確固不動の根本方針に則り新中央政權に全幅の協力と支援を與へると共に、殘存容共抗日勢力に對しては迷夢醒めざる限り斷じて矛を戟めざるの確固たる決意を宣明せられ、已に其の必要なる諸般の施策を進められつゝあるは各位の克く熟知せられつゝある所であります。

然しながら第三國の援將に依存して尙抗戰を熄めざる重慶政權を潰滅し、新秩序の下に東亞恒久の和平を確立し、肇國の大理想を達成するが爲には今後尙多大の艱苦と幾多の歲月とを重ねる覺悟を要するのであります。

翻つて現下の國際情勢を見まするに、歐洲戰爭の勃發以來列國の關係は愈々複雑を極め、其の進展に伴ひまして東亞に及ぼす影響は愈々重大性を加へ來り種々考慮すべき問題が發生しつゝありますが、吾が帝國は曩に闡明致しました通り歐洲戰爭に不介入の方針を堅持し、専ら支那事變の處理に邁進致しまする一面、國際情勢の推移を注視し特に慎重なる考慮の下に機宜の措置を講せられつゝあるのであります。

斯る國際情勢の下に於きまして幾多の難關を突破して飽迄興亞聖業の完遂を圖らんが爲には、長期に亘り國家總動員態勢を持續して國家の總力を集中して國防力の強化を期することが肝要であると確信致すのであります。而して之が爲には軍備の充實は勿論必要であります。國民精神の昂揚、經濟力の發展及國民生活の確保を期することが最も緊要であると信するのであります。

事變勃發以來既に三年に垂んとし國內の戰時態勢は漸次整備を見るに至つたのであります。猶國家的見地に於て檢案施策すべき事項は甚だ多く、國民生活の全般に亘つて、より廣汎にして且高度なる規制を加へ、更に一段の刻苦忍耐を國民に要望すべきものが決して少くないのであります。然るに事變の長期化に伴ひ、近時國民の一部に動もすれば弛緩荒怠の兆を生じたるやに感ぜらるゝ點のありまする事は誠に憂慮に堪へないのであります。斯くては戰時体制の強化に大なる障害を齎すことは火を賭るより瞭であります。斯の如きは畢竟皇國精神の缺如と戰時意識の不徹底とに因るものと存するのであります。各位は深く現下の内外の情勢を察し民心の動嚮を洞察して敬神崇祖の國風を振作し、國民教育を刷新し、國民體力の向上を圖る等の諸國策の透徹と民意の暢達に協力せられ、國民精神を昂揚し國力の充實發展に一段の努力を重ねられんことを切望致す次第であります。政府に於ては教育を全般に亘つて皇道精神に歸一せしむることを主眼として國民學校制度を昭和十六年度より實施することゝし目下準備を急いで居るのであります。此の制度は昨年より實施致しました青年學校義務制と共に我が國民教育上重大なる改革でありまして、國運進展の基礎を愈々強化せんと意圖して居るのであります。

國家總力の擴充強化を期するが爲には先づ以て雄健なる國民の増加を圖り、國力の根底を培養致しますることが極めて緊切の要務であります。政府に於ては今回新に國民體力法を制定致しまして、國民の體力を檢査し其の向上に就き適切なる指導其の他必要なる措置を講ずると共に、一面國民優生法の公布に依り、遺傳性惡質の防遏と國民素質の向上を期することゝなつたのであります。

事變發生以來國民精神總動員運動は相當の効果を收め來つたのであります。之に協力せられたる各位の努力に對しましては深く感謝の意を表するのであります。今回政府は本運動を一層強化して國策遂行に即應する物心兩面の舉國運動たらしむる爲に機構の全面的改組を爲す必要を痛感致し

00549

まして、新に内閣總理大臣を會長とする國民精神總動員本部を設けたのであります。縣に於ては中央機構の改組に伴ひまして實行委員會を廢し、知事を會長とする官民一体の國民精神總動員鳥取縣本部を設置致したのであります。今次の改組の目標は從來の複雑なる運動機構を一元化して官民一体の強力簡明なる新機構を整備し、専ら總力戰態勢の整備強化に必要な當面の具体的事項に關しまして、重點主義に依る全國民の實踐を確保する運動たらしめんとするものであります。各位は改組の趣旨を體し、市町村に於ける實踐網の整備強化を促進せられまして有効適切なる本運動を展開し、眞に國民自らの愛國運動として力あらしむる爲に格段の協力を望む次第であります。

國債の圓滑なる消化が現下の財政經濟運営上極めて重要な事項であることは更めて申す迄もない所であります。事變勃發以來今日迄の國債發行額は百二十六億七千七百萬圓に達するのであります。之が消化は年を逐ふて漸次好成绩を示して居るのであります。本年度の國債發行豫定額は六十億二千余萬圓であります。其の他に約四十億圓以上の生産力擴充資金に付きまして其の圓滑なる供給を確保する必要があります。之等資金の需要に加ふるに最近に於ける通貨膨脹並に物資需給の現状に鑑み、一般購買力の吸収は喫緊の要務と認められ、政府に於ては本年度貯蓄目標を百二十億圓と定め之が奨励運動を開始せられたのであります。本縣に於ける國民貯蓄は各位の非常なる御協力に依り順調なる成績を收め、昭和十四年度に於ては其の目標三千萬圓を遙に突破し得たのであります。此の機會に各位の御盡力に對しまして深甚なる感謝の意を表する次第であります。本年度に於ては本縣の目標額は四千萬圓と決定致したのであります。之が目的の達成は前年度に比し相當の困難を伴ふものと豫測せらるゝのであります。各位は地方の實情に即したる有効にして適切なる凡ゆる方法を講じ、益々貯蓄の實行を期せらるゝやう一層の努力を切望して已まないのであります。

00550

生産力の擴充と貿易の振興とは經統力の發展上基本的要件でありまして、農林水産物就中米麥其の他の主要食糧の供給を確保し、又工業原料、軍需品及び貿易關係主要農林水産物の増産を圖り、以て軍需民需を充足すると共に國際收支の改善に資することは最も緊要のことでありまして。従つて政府に於ては諸般の方策を講じて其の實現を圖られつゝあるものであります。本年度に於ては米麥其の他主要食糧農産物、酒精原料甘藷、纖維作物及び木炭、繭等の増産計畫が樹立せられたのであります。而して其の割當數量は何れも前年度に比し擴充されて居ることは言ふ迄もないことでもあります。各位は一層需給状態を認識せられ、増産計畫の遂行に十分の御協力を煩じたいと存じます。

戰時經濟政策の中樞である物價對策は低物價を基調とすべきものであることは申す迄もないことでありまして、軍需の充足、輸出貿易の振興、生産の擴充、國民生活の安定を確保する爲には物價の騰貴は嚴に之を抑制せねばならないのであります。而して低物價政策は常に各物資の價格を形成し又統制するのみでは之を堅持することが困難でありまして、物資需給の調整を圖り、必要物資の消費規制、一般購買力の吸収等之に關聯する各種の條件を整備することが絶對要件であります。然るに我國物資の需給關係は最近益々逼迫の度を加へつゝあるのであります。即ち日滿支經濟建設と關聯し今後益々物資需要の増大するものと豫想せらるゝのであります。然るに之が供給力は勞力、資材、動力の不足等の事由に依り急激な増加を見込む餘地は少く、特に一般民需用物資に付いては相當の供給の減少が豫想せらるゝ状況であります。又歐洲動亂勃發以來輸入資材に著しい値上りを見たのであります。斯くの如き情勢下に於て低物價政策を遂行することは容易ならぬ困難を伴ふものであります。如何にしても此の困難を克服せねばならぬのであります。之が爲政府に於ては物價對策審議會を設置致しまして物價對策に關する根本方針を決定し、商工省及び縣に價格形成委員會を設けまして適正價格形成に關する諮問機關となし兩々相俟つて物價政策を完遂することに相成

つた次第であります。尙此の物價對策遂行に就いては國民全体の理解ある協力に依らなければ其の目的を達することが出来ないであります。政府に於ても常に意を之に用ひ來つたのであります。今回特に中央及び地方に物價統制協力會議を設置し、國民協力の下に之が圓滿なる遂行を期することになり、本縣に於ても近く之が結成を見る豫定であります。各位は現下に於ける物價對策の重要性に鑑み物價昂騰抑制に關し格別の御協力を得たいと存するのであります。

長期戦に處し銃後國民生活安定を確保する爲、國民生活上最も重要な米麥其の他の食糧農産物木炭、肥料其の他の生活必需資材、輸出關係物資たる生糸、水産物並に其の他生活必需品等の供給確保と圓滑適正なる配給を圖ることは極めて緊要なる事項と存じます。

本米穀年度に於ける米穀の需給關係は、中國地方に於ける旱害に依る減收、並に朝鮮に於ける稀有の大旱害に基き朝鮮米の内地移入數量の激減を見ました等の爲全般的に相當窮屈となりましたが政府は此の事態に對處して一面に於ては米穀の搗精歩合の制限、酒類の醸造制限、代用食混食等の勵行を致しまして米穀消費の節約を圖り、又本年生産の早場米の増産並に出荷促進を行ひますと共に、他面に於ては必要數量の外國米の輸入を行ひまして、本年端境期に於ては前年度以上の持越米を存し得るやう計畫を進められて居るのであります。本縣に於ては昨年の旱害に依り一部地方の減收はありましたが、縣全体と致しましては幸に増收を見るに至り、過般各位の協力を煩した米穀一齊調査の結果より推察致し、相當數量確保の見透しは明瞭となつたのであります。併し全国的に現下の米穀事情を察しまするときは、之が需給の適正を期することは最も緊切なること、存するのであります。各位は國家の大局に鑑み節米運動及び政府の米穀買上等に進んで地方民をして協力せしめらるゝやう地方の實情に應じ適切なる措置を講ぜられたいのであります。

主要食糧其の他農林水産物の増産を圖る爲には之に必要な肥料、飼料其の他資材及び勞力の供

給確保と之が圓滑なる配給に萬全を期さなければならぬのであります。關係方面と緊密なる連絡を圖つて居るのであります。各位の一層の協力を希ふ次第であります。

今次の地方税制の改正は地方税負擔の均衡と團體財政の基礎の確立を圖り、地方税制の簡易化を期するを目標として全然新規の制度を組織したものであります。其の影響する所も甚だ廣汎であります。従つて各位は宜しく此の趣旨を理解せられまして本制度の實効を擧げられ、以て自治振興及び地方更生に資せらるるやう最善の工夫と努力を拂はれたいのであります。

以上縷々申述べました事變下各般の施策は其の何たるを問はず此等が支障なく遂行せられ、國家總動員態勢を完璧ならしむるには全國民が一層戦時意識に徹し、戦時經濟道德を實踐し、以て各自の生活を肅正することが最も必要であると確信致すのであります。國民が進んで生活程度を切下げ消費の縮減を圖り、平時に倍加する勤儉力行の美風を興すこそ眞に難局打開の關鍵であります。各位は須く國民の先頭に立つて堅忍持久の氣魄の鍊成と質實剛健なる民風の振作とに格段の力を傾注せられんことを切望して已まない次第であります。

(六月十七日縣會議事堂に於て)

x

x

x

00553



百二十億貯蓄強調週間

我が國現下の經濟情勢は、之を戰爭に要する資金の調達と云ふ方面から考へても、日滿支を一体とする生産力擴充資金を得る點より見ても又購買力を抑へて物價の値上りを抑制し、國民生活の安定を期するといふ方面から考へても、消費節約による貯蓄増加の必要は愈々増大して來てゐるのであります。依つて本年度に於ては我國では新たに百二十億圓の國民貯蓄目標を定め、本縣に於ても之に即應して四千萬圓の貯蓄増加目標額を定めて貯蓄奨勵を更に強化し、其の成果の萬全を期して居ることは屢々記した所であります。

依つて此の際之が目標の達成に拍車をかける爲特に「百二十億貯蓄強調週間」を設けて其の

趣旨の徹底を圖り、一層貯蓄報國の念を喚起して極力消費節約貯蓄實行に努め、以て戰時經濟の運行を確保し時艱の克服に邁進することになりました。

その期間は來る六月二十一日(金)から同二十七日(木)までの一週間でありまして、この強調週間に於ては先に示された「昭和十五年度鳥取縣天引貯蓄方策」及び「昭和十五年度市町村に於ける國民貯蓄奨勵参考案」に基いて、特に左の事項に重點を置いて國民貯蓄奨勵運動の徹底を圖ることになつて居ります。

(一) 市町村、金融機關團體、會社、工場、鑛山、農林水産關係團體、貯蓄組合等で本年度貯蓄目標額が未だ設定されてゐないものは、速に目標額を設定して之が達成の爲の具体的計畫を樹てること、又小學校では兒童をして「貯金に付」の作文を作らしめて縣に送付すること。

(二) 天引貯蓄、能力貯蓄、貯蓄繼續實行の徹底を期するために有效適切な具体的方法を講ず

00554

ること。特に春繭・桑葉・裏作物・牛馬・水産等の賣却代金の源泉貯金、消費節約貯金、握り米貯金、賞與高率貯金、賞與國債支給、戸數割廢稅記念貯金等を実行し、その他各通帳に必ず幾分の記念貯金をすると共に、老幼を問はず必ず通帳を所有せしめること。

(三) 貯蓄組合の貯蓄額が未だ充分でない向では此の際貯蓄の種類方法を考究して向上を計ること。

(四) 各種團體は戰時生活の斷行によつて消費節約貯蓄増加の實を擧げる爲に、必ず之に關する具体的實施事項を決定すること。

(五) 強調週間の行事を細目に依り決定して實施すること。

尙この週間の實施に當つて、農繁期其の他の事情で實行が困難なときは、市町村や各種團體は豫め縣と打合せを行つて期日を多少變更し、適當の方法に依つてその趣旨の實現を期することになつてゐます。



鳥取縣護國神社の

假殿遷座祭

鳥取市上町に神鎮ります鳥取縣護國神社は、社殿の規模狹隘で祭典執行に不便少からざるのみならず内務省指定の標準に副はないので、昨年より社殿の改築其の他の造營整備が計畫せられ、内務省に其の認可を手續中のところ既に認可の指令もあり總工費二十餘萬圓を以て愈々之が工事に着手することとなつたので、工事中御神靈を奉遷すべき假殿遷座祭を來る六月二十四日午後八時より齋行せられることとなつた。

此の遷座祭の儀は常闇の裡に副見知事の前行社司が三千百四十四柱の御神靈を奉戴し、崇敬者總代及び祭神縁故者等の多數が之に供奉し、古儀に則つて最も嚴肅に執り行はせられるのであるが、特に當日は縣より選ばれた處の男女二

十四名の遺児が庭燎及び遷御に奉仕することになつてゐる。

00555



昭和十五年度 本縣増産計畫

【四】

農産物の生産確保に關する事項

支那事變勃發以來既に二年有半、食糧・軍需農産物の増産確保については指導者の不斷の努力と當業者の非常な熱誠とによつて、大なる支障なく経過して來たのであるけれども、昨年及早魃によつて地域的には相當大きな被害を蒙り且つ最近に於ける米穀事情は餘程平年とは異なるものがあつて、物資の不足は益々甚しからんとする傾向にある。

然しながら事變の長期化と共に主要食糧軍需

農産物の需要はいよゝ増大するのであるから現在の進化した農業技術と特異の經營方法とによつて之が適切な指導をなし、一面農家の勤勞精神の昂揚及び隣保共助の具現等に勉めて農家の自覺を促し、窮屈な諸種の條件の下に於ても全力を盡して之が増産に努めねばならないのである。

而して之が目的達成上留意すべき事項は實に多々あるのであるが、中でも努力並に肥料其の他生産資材の補給調整を圖ると共に、種々なる災害豫防の對策を講じて生産の安全を期し、且つ努力及び生産資材の缺乏等を考慮して栽培法の指導を行ふことは最も緊要な事柄である。即ち縣では次の各事項について指導獎勵を行つて農産物生産確保の目的達成に邁進することになつてゐる。

- (一) 農業生産の安全性確保に關する事項
 - 1 優良品種特に多收穫品種の普及を圖ること
 - 2 採種圃を設置すること。
 - 3 水利關係の調整を行ふこと。

00556

- 4 農産物の肥培管理を行ふこと。
 - 5 病害蟲の防除に努めること。
 - 6 産米麥の乾燥調製。
- (二) 農業努力の補充並に調節に關する事項
- 1 努力の補充調節をなすこと。
 - 2 學校生徒の努力奉仕を行ふこと。
 - 3 農村に於ける婦女子の努力の利用増進に努めること。
 - 4 應召農家に對して特別な指導を行ふこと。
 - 5 農業努力及び動力の節約に留意し左の事項を行ふこと。
- イ 地方の實情に即應し、作物の種類及び早中晩品種の選擇組合せに注意して植付及び收穫期に於ける努力の按配を圖ること。
- ロ 農繁期努力の平均化を圖るため努力移動班を組織し、その活動によつて努力の調整をなし、且つ休閑地の冬期間に於ける耕起緑肥刈取時期の繰上げ、水稻植付期間の延長、並びに之に對應する育苗方法の指導等を行ふこと。

- ハ 作業能率を高めるため、農事實行組合又は部落等に於て共同苗代の設置、共同田植の勵行、灌排水、共同管理、病害蟲の共同防除其の他各般の共同作業の勵行に努め、尙應召農家中經營の中心者を失ひ、又は努力の不足してゐる者の耕作地共同管理、共同經營をも實行すること。
- ニ 從來其の利用の充分でない共同農具及び共同作業場等に就ては、此の際之が利用の増進に努めること。
- ホ 町村及び部落に於ける農繁期託兒所の新設及び増設を圖り、婦女子努力の増進に努めること。
- (三) 自給肥料改良増産及び施肥改善に關する事項
- 現下米穀を初め各種重要農産物の増産確保に對應する爲の自給肥料の改良増産、及び施肥改善を期することは緊急の事項である。特に最近に於ける加里鹽の輸入杜絶、大豆油粕の移入逼迫によつて、之が補給は自給肥料の増産による

外に途がない状態である。このやうな肥料供給の現状に於て、而も長期建設に對處してその使命を全うせんが爲には現下の諸種の困難を排除し、積極的に自給肥料の改良増産を行ひ、施肥の改善によつて販賣肥料の効果を最大ならしめて農産物増産の確保を期せねばならない。依つて現下食糧其の他重要農産物の増殖、販賣肥料の供給の逼迫に對應し、左記によつて自給肥料改良増産、施肥改善に遺憾なきを期してゐるのである。

一、自給肥料の改善増産目標

1 堆厩並に綠肥

基準量 九千六百萬貫

新規増加量 九百萬貫

合計 (十五年度實行事業分量) 一億五千萬貫

綠肥

栽培面積、水田裏作 (紫雲英其他)

基準量 五千七十三町步

新規増加量 三百町步以上

合計 五千三百七十三町步以上

間作 (青刈大豆、蠶豆其他)

基準量 千二百五十町步

新規増加量 五百町步以上

合計 千七百五十町步以上

反當收穫高を水田裏作紫雲英五五〇貫、間作青刈大豆其他二五〇貫以上とする。

2 木灰増産目標

各戸二〇貫百萬貫増産

3 其の他自給肥料の増産並に處理改善

二、縣に於ける獎勵施設

1 自給肥料改良増産施設

イ 堆肥製造場の設置助成 (九一八基以上)

ロ 灰溜槽の設置助成 (九一八基以上)

ハ 綠肥採種圃設置、優良種子の配付 (採種圃一二町、三二〇町步増殖)

ニ 綠肥種子共同購入助成 (青刈大豆並蠶豆購入助成 四〇〇石以上)

ホ 綠肥根瘤菌配付 (紫雲英、青刈大豆、蠶

豆、ザートウイッケン 一九三六町以上)
 一 自給肥料改良増産及施肥改善實地指導地の設置 (米麥其他重要作物 三五個所)
 ト 自給肥料改良増産一齊運動の開催「堆肥積込」「綠肥播種」「木灰蒐集」「採草」等の一齊實行運動の開催

2 施肥改善實踐督勵施設

施肥基準の設定督勵

現下肥料情勢に應じて割當てられた肥料を最も有效適切に施用して最大の効果を期待する爲、米麥其の他あらゆる重要農作物に對して施肥基準を設定し、非常時下の生産増加を完遂するため左記に依つて徹底を期する。

イ 農事試験場に於ける施肥基準の基礎設定

ロ 縣に於ける施肥基準決定並に實踐方法督勵 (縣に於ける委員會設定)

ハ 市町村に於ける施肥基準の決定 (町村委員會設定)

3 市町村に於ける自給肥料改良増産及び施肥改善共同實踐施設 (一市町村平均二〇〇圓)

イ 自給肥料源の調査及び確保並に計畫樹立
 ロ 自給肥料生産改良設備の整備
 ハ 自給肥料改良増産共同實踐
 ニ 配合肥料の實需期迄の共同保管
 ホ 施肥基準に依る肥料配分、並に共同施肥實踐

一 土壤改良の共同實踐

ト 重要農産物の耕種改善共同實踐

チ 以上諸事項の實行促進施設

この施設は部落を單位として各農家共同共勵を以て行ふこと。

三、縣都市農會並に蠶業組合其の他團體に於ける實行促進施設の助成。

四、其の他適當と認むる施設

〇〇〇
 〇〇〇



鳥取縣本年春蠶豫想收繭高

本縣に於ける昭和十五年五月末日現在の春蠶豫想收繭高は
 總數 四十七萬八千三百五十貫
 〔白繭種 四十七萬六千五百貫
 内譯 黃繭種 千八百五十貫〕
 であつて、之を前年春蠶實收繭高八十四萬四千六百七十二貫に比べると三十六萬六千三百二十

二貫即ち四割三分四厘の減少を示し、前五ヶ年平均春蠶實收繭高七十六萬五百七十四貫に較べると二十八萬二千二百二十四貫即ち三割七分一厘の減少となつてゐる。
 蓋し本年の春蠶は掃立以來氣候は概ね適順であつて病蠶等の發生もなく、飼育の経過も順調であつたが昨年の大旱魃による桑葉不足見越し等による掃立數量の減少に依つて、右のやうな成繭豫想を見るに至つたものである。
 尙各郡市別豫想收繭高を示すと次の如くである

總數	豫想			前年實收繭高	前年實收繭高ニ比シ増△減
	總數	白繭	黃繭		
鳥取市	四七八、三〇〇貫	四七六、五〇〇貫	一、八五〇貫	八四四、六七二貫	△ 三六六、三三二貫
米子市	七、九〇〇貫	七、九〇〇貫	—	九、四三二貫	△ 一、五三二貫
岩美郡	一六、八四五貫	一六、八四五貫	—	二七、六八九貫	△ 一〇、八四四貫



精動機構の改組と本縣

國民精神總動員機構の改組が去る四月十六日を以て閣議に於て正式決定せられたのであるがこの精動機構の改組に伴つて本縣でも「國民精神總動員鳥取縣本部」を組織せられることになつて今回その規約が定められた。

抑々從來の精動運動は餘りに廣汎多岐に亘つた感があり、却つて實踐の重點を失つて運動の實效を收める上に遺憾の點があつたやうに思は

八頭郡	氣高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡
九一、五〇五	四〇、八三九	一六三、五九九	二四、六六四	六、九六六
九一、五〇五	四〇、八三九	一六二、九九九	二三、四七四	六、九六六
—	—	一六〇	一一九〇	—
一五七、五五五	六七、一六〇	二六三、一一三	二四七、三〇〇	一六、三六一
△ 六六、〇一〇	△ 二六、三一一	△ 一九、五四四	△ 三、六五六	△ 九、四二五

れるので、今回は理論を廢して専ら實踐に重きを置き總力戰遂行に絶対必要な具體的事項に就て國策に即應した企畫を立て、之の國民的實踐を確保して行かうといふ事になつたのである。
 しかし國民の實踐は飽くまで精神力が基礎にならねばならない。戰時經濟の運行にあつても國民の精神力が確固不拔でなければその萬全は期し難いのである。この意味に於て大いに國民精神を昂揚し、堅忍持久の精神力を振起して百艱を排し、萬苦に堪へて一意聖戰目的の貫徹に邁往する底の國民的氣魄を鍊成する事が最も重要な先決問題である。確固不動の精神力の上

00561

にのみ、國策に協力する國民の實踐が湧き上るのである。

改組されたる精動はここに主眼を置き、旺盛なる精神力の振起を根基とし、個々の具體的實踐は重點主義に則り、さしあたり最も必要とするものから採り上げてその實踐を徹底的に確保して行くといふ行方で進まうとすることになつたのである。

今回行はれた改組の第一は中央機構の一元化である。従來は内閣總理大臣の管理に屬する國民精神總動員委員會が運動の根本企畫を定め、純民間團體たる國民精神總動員中央聯盟がこれに基いて實施上の企畫をすると共に、その加盟團體を動かして運動を展開してゐたのであるが時局の重大化に伴ふ迅速且つ強力なる運動を展開する爲に今回これを一元化し、官民一體の運動本部を設けて運動の企畫及び實踐の一切をこの機關で擔當することとして中央に國民精神總動員本部を置き、會長には内閣總理大臣、副會長には内務大臣及び民間人たる本部の理事長を

以て之に充て、各大臣及び關係官吏並に貴衆兩院議員、言論機關の代表者、有力民間團體の代表者及び學識經驗者等廣く民間各方面の有力者をそれぞれ顧問・理事・參與等の役員に配し、尙政黨の人々に對しても従來以上の密接な關係に於て參加を求めて眞に舉國一致の實を備へて、本運動を國民を基調とする運動たらしめることとなつたのである。

次に地方機構については、道府縣に於ては中央の機構に準じて地方長官を會長とする道府縣本部を設ける外、郡及び市に運動の連絡指導機關を設けて市町村に於ける實踐網の整備強化を促進して、上は府縣より下は各市町村の部落及び町内常會に至る一貫した組織を整備することとなつたわけである。

よつて本縣では従來の「國民精神總動員鳥取縣實行委員會」を廢して新たに「國民精神總動員鳥取縣本部」を組織し、會長には知事が當り、理事若干名を置き縣關係官吏、市長、縣町村長會長縣會議員、民間有力團體代表者、及び學識經驗

00562

ある者の中から委嘱して本會に關する重要事項を審議することとし、常務理事に縣總務部長及び會長の指名した民間側の理事が之に當り、參與として重要官衙の長、市町村長、貴衆兩院議員、縣會議員、教育關係者、言論機關代表者、民間團體代表者及び學識經驗ある者の中から委嘱して會長の諮問に應じて意見を述べ、又總動員運動實踐の連絡督勵に當り、幹事は縣關係官吏及び民間有力團體關係者中から委嘱して地方に於ける國民精神總動員運動の重要事項の調査企畫及び實施上の連絡に當ることになつてゐて常任幹事は縣時局課長を充てられてゐる。

かくて精動縣本部の機構を整備して各市町村内諸機關と聯絡し、縣下各町村常會・町内部落常會を通して縣民全般に亘る精動運動の實踐を具體化し、以て重大化する時局に對處する國民精神總動員體制を強化することとなつた次第である。

以上が今度行はれた精動機構改組の大体であるが、勿論精動の實績が擧がるか否かは機關の

良否によつてのみ決することは出来ないものであつて、要はその機構を運用する人と、この運動に参加する全國民の心構へ如何によることは當然である。

わが國現下の國情は、全國民打つて一丸となつて強力日本建設にその全力を擧げて邁進しなければならぬ。然るに國內現狀の一部には、ややもすれば國力を賂しての一大戦争の行はれてゐることを忘れ、同胞の尊い生命の犠牲に於て己れの暴利を貪らんとするが如き憎むべき非國民的行爲をなす者のあることは洵に痛憤に堪へない次第である。戦争の慘禍に見舞はれない幸福に狎れて、この國家非常の秋に於てもなほ平和時代に於ける個人自由の夢を棄てず、自己の利益追及に目も足らざる如きは憎みても餘りあることと云はねばならぬ。有史以來未曾有の難局に直面してゐる我々國民は、今こそ世界に誇るべき傳統的の國民精神を總動員して、聖戰遂行の至上命令の下に一切の私心を去り、私益を棄てて舉國一体となつて東亞新秩序建設の大

業翼賛に邁進しなければならぬのである。
今や改組によつて新展開する國民精神總動員運動を、眞に國民自らの愛國運動として力あらしめるやう、各位の衷心よりの協力を切望する次第である。

國民精神總動員鳥取縣本部規約

- 第一條 本會ハ國民精神總動員鳥取縣本部ト稱ス
- 第二條 本會ハ官民協力地方ニ於ケル國民精神總動員ノ達成ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、地方ニ於ケル國民精神總動員運動ニ關スル重要事項ノ企畫
 - 二、國民精神總動員本部及地方各種團體トノ連絡
 - 三、其ノ他本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事項

第四條 本會ノ事務所ハ鳥取縣廳内ニ之ヲ置ク

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
理事 (若干名内二名ヲ常任理事トス)

參與 若干名
幹事 若干名 (内一名ヲ常任幹事トス)

理事、參與及幹事ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ會長必要アルトキハ理事、參與及幹事ノ改任ヲ爲スコトヲ得

第六條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ
會長ハ本會ヲ總理ス

第七條 理事ハ縣關係官吏、市長、縣町村長會長、縣會議長、民間有力團體代表者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

理事ハ本會ニ關スル重要事項ヲ審議ス
第八條 常任理事ハ縣總務部長及會長ノ指名シタル民間側ノ理事ヲ以テ之ニ充ツ
常任理事ハ會務ヲ掌理ス

第九條 參與ハ重要官衙ノ長、市町村長、貴衆兩院議員、縣會議員、教育關係者、言論機關代表者、民間團體代表者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス
參與ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ述ブルノ外地方ニ於ケル國民精神總動員運動實踐ノ連絡督勵ニ當ル

第十條 幹事ハ縣關係官吏及民間有力團體關係者中ヨリ會長之ヲ委囑ス幹事ハ地方ニ於ケル國民精神總動員運動ノ重要事項ノ調査、企畫及實施上ノ連絡ニ當ル

第十一條 常任幹事ハ縣時局課長ヲ以テ之ニ充ツ
常任幹事ハ庶務ヲ擔當ス

酒精原料甘藷の栽培法

適地 甘藷は生育の初期に比較的多くの濕氣を必要とするが、其の後には高温乾燥を好むものであつて、本縣下何れの地方にも適する。性質は強健で病虫害が比較的少く、何れの土質に於ても栽培が容易であるが排水が良好な砂質壤土乃至は植質壤土で、堅く締らぬ土地を理想とする。

品種 品種の選擇に就いては充分研究すべきであるが、切干甘藷として納入する酒精原料用としては特に選擇が肝要である。即ち「源氏元氣」の如きは澱粉含有量は多く、干甘藷として乾燥歩留りが多く、優良な品種であるけれども、何分生芋の反當收量が少いから干甘藷としては餘り香しくない。又反



對に「伯州赤」の如きは增收品種であるけれども澱粉量が少く、干甘藷としての反當りは好成绩でない。農事試験場で試験した結果によると現在に於ては先づ「岩手二號」「山陰二號」「山陰三號」「伯州赤」等が優良品種と思はれる。

苗 甘藷增收の秘訣は健全良好な太い苗を早く植付け、肥料の三要素の割合を考慮して相當量施すことであつて、所謂芽苗と稱する八寸乃至一尺位で十節以上ある健全な苗を理想とするこのやうな苗を五月中下旬に本畑に植える爲には、必ず温床で仕立てなければならぬ。

温床 三月中旬に南向の温床は、しかも北西の風を遮つて成るべく住宅附近の管理に便な所を選んで設置する。醸熟物の踏込は、固すぎると温度は低いが永く持續するし、軟か過ぎると一時に高温となつて早く湿度が無くなるから、適當な固さに踏み込むことが肝要である。五月中下旬に植付を行ふためには床の温度を攝氏三十五度として四十日位持續せしめる必要があるから、大体次の標準で踏み込めばよからう。

第一例 坪當り稻藁十五貫、紡績屑十五貫、水一石三斗を三、四回に分けて交互に踏み込み厚さが約一尺位になる固さにする。

第二例 稻藁二十貫、米糠四斗、水一斗を數回に分けて厚さ二尺二寸位になるやう踏み込む種芋 種芋の大きさは大小を取除いて中等程度即ち四十匁乃至六十匁位のもので健全なものを選ぶ。坪當りの種芋は十貫目見當で一反歩に對し一坪乃至一坪半の苗床を要する。

採苗 伏込後五十日位で第一回の苗が取れるやうになる。一尺位で十二、三節持つてゐる健全なものを、基の方二節位残して鋤で摘み取る此の際掻き取るやうな亂暴は決して行つてはならない。その後十日位宛に第二回第三回と採苗が出来る。

植付 次に本畑の植付であるが、從來本縣では春蠶上簇後又は春刈後、即ち六月中旬以降に植付けの風があるけれども、前にも記したやうに早く植付けた程多く收穫が出来るから、霜の來る心配の無くなつた五月十日頃から五月末頃

迄を適期とする。

畦巾は二尺、株間は一尺二寸内外として植付けるのであるが、前作があればその畦間に植付けて置けば活着が良好である。甘藷は馬鈴薯のやうに地下莖が肥大するものではなく、苗から伸長した細い根が變化するものであるから、芋が付き易い状態に植付けるのが理想ではあるけれども、今日迄の研究では苗の活着が充分で植付當時の葉が枯れない程度に於て、成るべく淺植として而も節數を多く植込む事が得策と考へられる。斯様な關係から、植付方法は澤山あるけれども「水平植」又は「船底植」が良いと思はれる。

施肥 甘藷には肥料を施せば蔓が出来すぎて芋がつかぬと云ふ考へから、極少量の肥料しか施さない習慣があるけれども、收穫を擧げるためには三要素の配合を適當にして相當量の肥料を施す必要がある。窒素が多いと莖葉が徒に繁茂して芋の發育を妨げる。磷酸は品質特に色澤を良好にする効果があり、加里分は收量品質並

に澱粉含量に大なる關係を持つてゐる。

今三要素の配合割合の標準を反當りで記すと窒素が一貫五百匁、磷酸が二貫五百匁、加里が三貫五百匁であつて、肥料の種類は堆肥、米糠草木灰等が良く、尙植付後四、五十日經過して芋が形成される時期を見計らつて追肥を多く施すことは收穫をあげる上に大なる効果がある。甘藷が充分活着したならば必ず除草・中耕を行つて排水を良くし地温を高め、芋の發育肥大を促す。又九月頃に畦直しをすることは收穫を増加する一方策である。

摘芯 摘芯は發育の旺盛な品種又は肥沃地に栽培した場合に莖葉の繁茂を抑制し、收穫を増す効果がある。方法は蔓が七、八寸に伸長した時先端を摘み取つて横枝を發生させるのであつて、確に効果はあるけれども三回以上は行つてはいけない。

蔓返し 目的は節部からの發根を防ぎ莖葉の繁茂を抑制して地面を乾燥に保ち芋の發育肥大を促す爲であるが、この作業は他の條件と密接

00567

な關係があつて、生育が旺盛過ぎる場合とか高温多湿で莖葉が徒長する場合には効果があるけれども、乾燥が甚しい場合とか地味が瘠せている場合には寧ろ放任した方が好成績である。

收穫 アルコール原料とする關係上芋の形状大小、外觀等に關らないで充分肥大充實した時期に收穫すべきである。收量は反當り二百貫見當のものもあれば千貫以上を挙げたものもある。充分研究の上注意して栽培すべきである。

種芋の貯藏 種芋としては若い芋が貯藏に強いやうである。掘取後十日位陰干にして過剰水分を發散させ、床下の所謂芋竈に入れるとか排水の良好な砂地に埋込むとか、山麓の横穴に貯藏するとかするけれども、芋の腐敗と最も關係の有るのは貯藏場所の温度の變化であるからこの點充分注意しなければならぬ。

納入甘藷 納入甘藷は作業の都合上アルコール工場附近の一部を除く外全部干甘藷としなければならぬ。切干に就いて特に注意しなければならぬことは諸が速かに或る程度迄乾燥しない

と酸化醱酵の働きによつて著しく變色して外觀を損すること、乾燥の初期に二、三日も雨が續くと徴を生じ甚しきは腐敗することである。従つて充分晴天を見計らつて切干を開始して初日で大体半分位乾燥させるやう心掛けねばならぬ。太陽乾燥ならば三、四日、風通しのよい屋内ならば一週間位で音を發して折れる程度に乾燥する。歩留りは品種に依つて大きな差があつて、源氏で四割、山陰二號三割八分、岩手二號三割六分、七福三割三分、伯州赤で三割程度となつて居る。

此の干甘藷を正味八貫入り一重の米俵詰とし農産物検査所の検査を受けて三等までのものを納入し、等外は更に乾燥を仕直して再び受検する。切干の一片を折つて見てバチンと音を發するものが一等、ポキンと云ふものが二等、ブスンと云ふ程度のもものが三等となつてゐるから、充分乾燥せられるやう希望する次第である。

00568

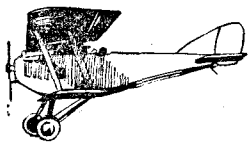
鳥取縣に於ける

本年大麻作付面積

本縣に於ける昭和十五年大麻作付面積を五月二十日現在を以て調査した處、四十二町七反であります。本年の大麻作は纖維作物の栽培奨励に依つて、前年の作付面積二十一町二反に比べて二十一町五反即ち十割一分四厘の増加を見たわけでありませう。今この郡市別を記すと次の通りであります。

總數	本年作付面積		前年作付面積		比	増減
	段	段	段	段		
鳥取市	四二七	二二二	二二二	二二二	△	二一五
米子市	一	一	一	一	△	一
岩美郡	一〇九	六七	六七	六七	△	四二
八頭郡	二三五	一〇二	一〇二	一〇二	△	一三三

郡市	面積	面積	比	増減
氣高郡	一一	一一	△	四
東伯郡	二四	二四	△	二四
西伯郡	四	四	△	四
日野郡	四八	三五	△	一三



昭和十五年上半年末
賞與國債支給運動

賞與に對する高率貯蓄の實現を圖り、一面國債及び貯蓄債券の消化に寄與するため、昭和十三年末以來賞與支給期毎に實施して來た賞與國債支給運動は、本年度貯蓄奨励の重點である天引貯蓄、貯蓄、繼續の趣旨に最もよく合致し、購買力抑制の効果大なるものがあると認められ

るので、本年上期末賞與の支給期に際しても再び全國的運動として之を實施されることとなつたので、本縣でも銀行、會社、工場、鑛山其の他各種團體等に對して本年上期末支給すべき賞與、期末手当等の中、能ふ限り多額を支那專變國債又は貯蓄債券を以て支給するやう廣く之が實行を求め、以て本年度貯蓄増加目標額の達成に資し、延ひては百二十億貯蓄の實現に寄與するため、之が上期末賞與國債支給の運動を次の方法に依つて行ふこととなつた。

一、支給標準

國債又は貯蓄債券を以て支給すべき金額は次の割合を最低限度とし、各自の貯蓄能力に應じて能ふ限り多額の國債又は貯蓄債券を支給すること。

- 賞與、期末手当、臨時手当等の金額
 - 國債、貯蓄債券 支給割合
 - 一百圓以下 賞與等支給額の一割相當額以上
 - 二百五十圓以下 同一割五分相當額以上
 - 五百圓以下 同 二割相當額以上

- 一 千圓以下 同二割五分相當額以上
 - 五 千圓以下 同三割五分相當額以上
 - 五 千圓以上 同四割五分相當額以上
- 二、實施方法
- 1 縣に於て銀行、會社、工場、鑛山等代表者の會合を求めて趣旨の普及徹底を圖り、其の席上に於て實行の申合せを行はしめる。
 - 2 從來の賞與國債支給運動の實績に徴し、賞與國債支給の實行が不十分であると認められる銀行、會社、工場、鑛山等は、今回は必ず所定の標準以上の賞與國債支給を實行すること。
 - 3 各銀行、會社、工場 鑛山等は少くとも一名の實行委員を設け、本運動に關する縣との連絡又は部内に於ける實行の促進に當ること
 - 4 銀行、會社、工場、鑛山等は第一號株式に依る實施狀況報告二通を提出すること。
 - 5 官公署で上半期末賞與の支給せられる所は前各項に準ずること。
- 三、實施上の注意事項

1 國債又は貯蓄債券を支給した額は、貯蓄組合に於ける賞與貯蓄額の一部として計算しても差支へない。

2 前掲一、の支給標準は、賞與の一部を國債又は貯蓄債券を以て支給する場合の最低標準を示しただけであつて賞與に依る貯蓄は之では充分でないので、賞與受給者各自の事變前に對する増加賞與額、資産狀況、扶養家族の有無等に應じて國債、貯蓄債券の支給割合を引上げ、又は國債、貯蓄債券支給以外の貯蓄を高率に實行し、以て能力貯蓄の趣旨を實現して本年度貯蓄増加目標額の達成に寄與すること

3 小額面國債は成るべく小額賞與受給者にのみ支給することとし、高額受給者には成るべく大額面國債を以て支給すること。

4 會社職員給與臨時措置令に基き賞與の一部を國債等を以て支給すべき條件を附し、賞與の支給を許可せられた會社は右の條件を實行すると共に、尙本運動に依る賞與國債支給を實施すること。

5 支給すべき國債及び貯蓄債券は相當豊富に準備される豫定であるが、證券配給の圓滑を期するため成るべく速かに大体の券面金額別所要數量を郵便局、又は勸銀支店へ申込み等の方法に依つて連絡を圖ること。

6 從來の賞與國債支給運動に際して證券入手不能で實行が出来なかつた所に對しては縣が郵便局又は勸銀支店と連絡して優先的に證券を配給する。

7 既に賞與の支給を終つた所でも、從來の賞與國債支給運動の趣旨に基いて賞與國債支給を實行したことであらうが、萬一實行してゐない所があれば今後は必ず實行すること。

8 國債、貯蓄債券を支給した場合直に之を金に換へるやうなことがあつては本運動の趣旨を没却することとなるので、之を防止するために支給した證書を銀行、會社、工場、鑛山等は直持郵便局勸銀支店等に保管すること。

00573

にも良く生育しますが、排水の良好な表土の深い腐植質の多い軽い土壤を最適地とします。又玉蜀黍は酸性に對し特に弱い作物でありますから、斯様な場所は石灰を撒布して酸性を矯正してから栽培することが肝要であります。

品種 頗る多く、その性状に依つて大きく七つに分けてあります。此内爆裂種(ホップコーン)及び甘味種(スウキートコーン)は園藝用として栽培せられ、硬粒種(フリントコーン)及び馬齒種(デントコーン)が飼料用として概ね栽培せられて居ります。本縣農事試験場に於ての試験成績により考察しまして、本縣に適すると思はれるのはフリントコーンに屬するものでは甲州種、愛媛大玉であり、デントコーンに屬するものは黄色利民、イエローデントコーンであります。本縣で今年配付した者はフリントコーンに屬するもので甲州種、愛媛大玉、術一號等です。

播種 栽培に當つては先づ土地を深く耕し平畦とします。播種期は地温が攝氏の十度前後となつた頃、即ち晩霜の虞れがなくなつた五

月十日頃が最適であります。六月に入つて播いても相當の收穫が見られます。

播付の密度は畑の標高、土質、品種に依つて一概には云へないが、大体畦巾二尺五寸乃至三尺、株間一尺二寸乃至一尺五寸位にし、一株二本立てとします。原肥を施し覆土を終つたら一株に三、四粒宛播種し、一寸内外の厚さに覆土し、發芽してから間引や補植をします。小面積の場合には全部移植しても差支へありません。種子は大体一反歩二升五合位を要します。

施肥 此の作物は深根性であつて土地から上手に肥料分を吸收するので、肥料を餘り施さなくとも第一年は相當に出來ますが、地力は大變消耗しますから相當量の肥料を施す必要があり、又多く施すに従つてその増収率も甚だ増大する特質が多分にありますから、充分施用することが肝要であります。

肥料の内で最も有効なものは堆厩肥であつて殊に砂地とか黒ボク地には一層効果が顯著であります。之を反當り三、四百貫施用し、磷酸分

00574

を多少加へる外速効性窒素質肥料として人糞尿又は硫酸の類を追肥として施します。

管理 生育が旺盛になるに従つて腋芽を生じ母木の生長を阻害して收量を減じますから、この腋芽は絶えず掻き取ることが肝要であります。中耕は除草を兼ねて二回位行ひ、風の爲に倒伏するのを防ぐ意味で株元に充分土寄せを行います。

收穫 花柱の絹毛が出てから五十日位で成熟します。品種によつて異なるけれども普通九月中旬から十月上旬頃、莖葉が概ね褪色し、穀穂も苞皮も黄變して種實が硬化しますから、時期を見はからつて皮の儘折り取り、普通苞皮三、四枚を残して剥ぎ取つて残した苞皮を反轉して十本内外を一束とし、軒下等に吊して乾燥するのであります。これは寧ろ勞力分配上農閑期に脱粒調製する爲であつて、日光直射の下では五日内外で充分脱粒し得るまでに乾燥するものであります。

脱粒には小規模の場合は莖の上で穂を捧で叩いて脱粒するか、穂と穂を擦り合せて脱粒する

のが便利であります。稍多量になれば臼、連枷、簡易脱粒機等を用ひて落すのが適當であります。

大体一反歩の收量は、土地や栽培技術に依つて大きな差がありますが、普通三、四石と云ふ處です。

輪作 玉蜀黍は地力の消耗の甚しい作物でありまして、連作すると甚しいときは數年にして著しい減收を來し、且つ品質も低下します。病虫害も多くありますから、常に肥料の均衡補給を圖ると共に輪作の必要があります。輪作用作物としては莖科植物、麥等がよいやうであります。

病虫害 病害には玉蜀黍黑穗病、玉蜀黍斑點病等があり、虫害にはアハノメイガ、アワヨトウムシ、カバイロコメツキ等がありますが、一番黒穗病が多いやうです。玉蜀黍の黒穗病は俗に「オバケ」と申しますが、一度病徴を表はしたものは全然駄目でありますから、之を早く見付けて焼き捨てねばなりません。胞子は一ヶ年

00575

以上生存し、堆厩肥としても死滅しませんから被害植物は決して圃場に施用してはなりません。

玉蜀黍の利用法 玉蜀黍の用途は澤山ありますが、極く簡単に述べて見ます。

種實は豚、鶏、其他各種家畜の濃厚飼料として重要であるばかりでなく、挽割として飯に混ぜ、粗粉として粥に炊き、砂糖・牛乳を加へて食し、又細粉として團子及び饅頭を作りパンを製し、或は菓子や各種の料理を作るに使用する等食料として廣範圍な利用の途を持つてゐるのであります。又種實は澱粉及びアルコール特にウキスキーの原料として用ひられます。胚は油を含むことが多いので澱粉製造又は醸造の際廢物として生ずる胚から油を取つて食用に供します。

稗は飼料として、特に埋藪として最も適してゐるが、北海道等では廣くこの目的で栽培されてゐますが、種實を目的とするものでも穀穂の收穫後適當に處理すれば埋藪として役立つばかりで

なく、燃料として廣く利用されて居ります。穂心は粒と共に粉碎して飼料に供しますが、脱粒後は實によい燃料として役立つのであります。又穂心で煙草のパイプを製造して販賣されてゐます。

灰は加里に富んで居るので其の儘肥料として用ひられるは勿論、加里の製造原料として用ひられることがあります。

苞皮は粗布、草履及び敷物を製し、又椅子・敷物の填充用、果實の包装用、製紙原料として用ひ、タワシを製し、ハワイでは煙草を巻く紙の代用にも使はれてゐるといふことであります。

昭和十五年

鳥取縣ラミー

豫想收穫高



本縣に於ける五月二十日現在の昭和十五年ラミー第一回作分の豫想收穫高は一千九十貫であ

00576

るが、本年のラミー第一回作は昨年に於ける早害の影響に依つて生育を妨げられたため病虫害等は少かつたが前記の如き豫想を示すに至つた。

尙ほ之を各郡市別に記すと次の如くである。

郡市別	豫想收穫高
鳥取市	一貫
米子市	二〇〇
岩美郡	三九一
八頭郡	五五
氣高郡	三五三
東伯郡	一六
西伯郡	七五
日野郡	一、〇九〇
總數	

興亞義塾々々生募集



張家口市隆昌巷にある善隣協會本部から、同協會興亞義塾の塾生を募集して來てゐます。願書様式、規則等は直接該塾より送付されますから有資格の希望者は直接塾宛申込んで下さい。

一、興亞義塾教育に關する拔萃

1 目的 將來蒙疆及西北邊疆の地に於て活躍するに適する人材を訓練養成するにあり。

2 修業年限 約一年六月

但し塾内教育、塾外教習相半す。

3 教習課目 蒙古語又は支那語、蒙疆方面の歴史・地理・經濟の一般事情。

4 卒業後の就職に關しては善隣協會に於て之を斡旋す。

二、塾生採用に關する規定

1 位置 蒙疆厚和子舊城西河沿
採用人員 給費生約二十名

3 入塾期日 十月一日

4 採用者資格

イ 蒙疆の前線に於て活動するに適當と認むる身心を有する者

ロ 中等學校(五ヶ年修業)卒業者にして滿十八歳未滿のもの

但し特に適當と認むるものは滿二十八歳迄延長することを得

5 募集の方法

イ 願書受付 自六月十五日 至七月十五日

ロ 提出書類 志願書、親権者承認書、學校卒業證明書及び成績表、履歷書、醫師身體

検査表、戶籍抄本

ハ 採用候補者通知 八月上旬

(考查の爲集合日時及び場所を通知す)

ニ 塾職員の内地に於ける考查 九月上旬

ホ 採用決定者通知(但し決定前の費用は各自の負擔とす) 九月中旬

正 誤

昭和十五年六月十四日發行鳥取縣公報第千三百十九號彙報(第五十八號)目次中左ノ通正誤ス

行 正 誤
四 木内四郎 木内次郎
九 (社會課) (水産課)

戸毎に日の丸
手にくゝ債券

昭和十五年六月廿一日印刷
昭和十五年六月廿一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所